



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

オマーン：イスラーム銀行の要請に基づく租税法等の改正の可能性

(20日付マスカト・デイリー紙)

1. 4月17日、マスカト・アメリカン・ビジネス協議会の主催で開催された「オマーンにおける租税」セミナーで、KPMGのフィリップ・ボンズ租税課長は、イスラーム銀行やその窓口などから当局に対し、確定申告を開始するまでの6カ月間に租税法をイスラーム銀行に合わせた形にするよう、多大な圧力がかけられていると述べた。また、租税法、租税規則および租税協定の議定書は、6カ月以内にイスラーム銀行の取引を反映して修正されるであろうと述べた。
2. 同課長は、GCC諸国が2015年から2016年にかけて導入を検討している付加価値税(VAT)について、KPMGはVATの起案から実施までを含めた政府に対するアドバイザーであると述べた。また、VAT実施の時期は、GCC諸国の政治的および経済的要素並びに各国がVATを導入する決定を行う時期にもよると発言した。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799